

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日の翌日)

## 目次

- ◇訓 令 許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令(広報文書課)
- ◇告 示 県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)
- 土地改良法による換地計画の決定(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)
- 国土調査の成果の認証(〃)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

## 訓 令

### 鳥取県訓令第八号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を

次のように定める。

平成四年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号)の一部を次のように改正する。  
別表森林保全課の項第一号中「諮問答申」及び「答申」の下に「及び関係市町村長の意見聴取」を加える。

附 則

この訓令は、平成四年十二月八日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第九百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営は場整備事業中郷地区区画整理)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山南部地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第九百二十八号

財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業（公社営畜産基地建設事業光好地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十九号

東伯郡泊村大字宇谷九九三―一尾坂輝政ほか七十二人の者（宇谷地区土地改良事業共同施行）が共同して行う土地改良事業に係る宇谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十号

赤碕町が行う土地改良事業に係る山川地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成四年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡赤碓町	平成二年度及び平成三年度	赤碓町（大字尾張、大字湯坂、大字寛津及び大字梅田の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡赤碓町大字尾張、大字湯坂、大字寛津及び大字梅田の各一部	平成四年十二月二日
八頭郡八東町	〃	八東町（大字安井宿の全部及び大字新興寺の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡八東町大字安井宿の全部及び大字新興寺の一部	〃

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第百十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年十二月八日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	カハさん	株式会社三洋物産
〃	赤鷲十	〃
〃	赤鷲十二	〃
〃	カハ次郎7	〃
〃	カヌー	〃
〃	カヌーII	〃

"	ジェットスキーIIA	"	"	"	"	カーニバル	株式会社三星
"	Miss ヲリッ娘II	"	"	"	"	リンダ	"
"	宝船	"	"	"	"		
"	Miss ヲリッ娘V	"	"	"	"		
"	カルメンA	"	"	"	"		
"	ロータリーXA	"	"	"	"		
"	三冠王II	"	"	"	"		
"	スーパークロスA	"	"	"	"		
"	ピカイチ天国2	豊丸産業株式会社	"	"	"		
"	ピカイチ天国3	"	"	"	"		
"	CRピットインF1	"	"	"	"		
"	雪だるまん太郎	"	"	"	"		
"	雪だるまん次郎	"	"	"	"		
"	サイボセゾン	マルホン工業株式会社	"	"	"		
"	チャームセゾン	"	"	"	"		
"	グラソロジーセゾン	"	"	"	"		